

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日  
に当るときは、  
その翌日)

## 目次

- ◇規則 県有種雄畜貸付規則を廃止する規則  
畜産振興地域における鳥取県有雌牛の導入に関する規則を廃止する規則
  - ◇告示 字の区域の変更(二件)  
身体障害者福祉法による医師の指定  
保険薬剤師の登録  
土地改良法による換地計画の適否の決定  
土地改良法による換地処分(二件)  
建築基準法による道路の位置の指定
  - ◇選管告示 選挙管理委員会の指集
  - ◇教委告示 教育委員会の招集
- 昭和五十一年度鳥取県立鳥取西高等学校附属久松幼稚園  
園児募集実施要項

## 規則

県有種雄畜貸付規則を廃止する規則をここに公布する。

昭和五十年十月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

### 鳥取県規則第五十八号

県有種雄畜貸付規則を廃止する規則

県有種雄畜貸付規則(昭和二十七年十二月鳥取県規則第五百号)は、廃止する。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

畜産振興地域における鳥取県有雌牛の導入に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

昭和五十年十月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

### 鳥取県規則第五十九号

畜産振興地域における鳥取県有雌牛の導入に関する規則を廃止する規則

畜産振興地域における鳥取県有雌牛の導入に関する規則(昭和四十三年三月鳥取県規則第十七号)は、廃止する。

附 則  
この規則は、公布の日から施行する。

# 告 示

## 鳥取県告示第八百六十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、関金町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同法同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による関金町滝川地区の換地処分公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十年十月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

区域を変更する字の名称 大字関金宿 字皮出	同上の区域（昭和五〇年二月一日現在の地番による。） 大字関金宿字皮出の全域並びに大字関金宿字長尾尻一七九六の二の一部、一七九九の一部、一八〇〇の一部、一八〇一及びこれらと一体をなす国有地
大字関金宿 字長尾尻	大字関金宿字長尾一七七二の二の一部、一七七二の三の一部、一七七三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字関金宿字長尾尻のうち一七九六の二の一部、一七九九の一部、一八

大字関金宿 字長尾	〇〇の一部、一八〇一、一八一九の一部、一八二〇の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字関金宿字長尾尻一八一九の一部、一八二〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字関金宿字長尾のうち一七五二の一部、一七五六の二の一部、一七七二の二の一部、一七七二の三の一部、一七七三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一七五七、一七五八の二、一七六二から一七六四まで、一七六八の一及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
大字関金宿 字唐鴨口	大字関金宿字長尾一七五二の一部、一七五六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字関金宿字唐鴨口ののうち一七一一の一部、一七一七から一七二〇までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一七二一から一七二三まで及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
大字関金宿 字寶原	大字関金宿字唐鴨口一七二五の一部、一七二七から一七二〇までの一部及びこれらと一体をなす国有地、大字関金宿字唐鴨一八七三の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字関金宿字曾谷口一九四七の一部、一九六二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字関金宿字寶原のうち一六九二の二の一部、一六九二の二の一部、一六九三の二の一部、一六九四の二の一部、一六九六の一部、一六九八の二の一部、一七〇九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字関金宿字寶原一六九二の二の一部、一六九二の二の一部、

大字関金宿 字萱谷口	一六九三の一の一部、一六九四の一部、一六九六の一部、一六九八の一の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字関金宿字小和坂一九三四の一、一九三四の二、一九三五の一、一九三五の二及びこれらと一体をなす国有地並びに大字関金宿字萱谷口のうち一九四二から一九四四までの一部、一九四七の一部、一九六二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字関金宿 字唐鴨	大字関金宿字寶原一七〇九の一の一部及びこれと一体をなす国有地、大字関金宿字唐鴨口一七二〇の一部及びこれと一体をなす国有地並びに一七二一から一七二三まで及びこれらと一体をなす国有地の一部、大字関金宿字長尾一七五七、一七五八の一、一七六二及びこれらと一体をなす国有地の一部、大字関金宿字萱谷口一九四二から一九四四までの一部、一九四七の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字関金宿字唐鴨のうち一八六五の一及びこれと一体をなす国有地の一部並びに一八七三の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域
大字関金宿 字釈迦谷	大字関金宿字釈迦谷の全域、大字関金宿字唐鴨一八六五の一及びこれと一体をなす国有地の一部並びに大字関金宿字長尾一七六三、一七六四、一七六八の一及びこれらと一体をなす国有地の一部
大字関金宿 字小和坂	大字関金宿字小和坂のうち一九三四の一、一九三四の二、一九三五の一、一九三五の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

大字関金宿 字天神原	大字関金宿字天神原の全域及び大字関金宿字天神山二四四八の二
大字関金宿 字天神山	大字関金宿字天神山のうち二四四八の二以外の区域

鳥取県告示第八百六十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、会見町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条において準用する同法第五十四条第四項の規定による会見町田住地区の換地処分公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十年十月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

区域を変更する字の名称	同上の区域（昭和五〇年三月三日現在の地番による。）
田住字越城野原二九の四一及びこれと一体をなす国有地並びに二九の二二、二九の二三及び二九の二五と一体をなす国有地の一部、田住字ノロ峰三四から三六の三まで、三八の一部、三九の一部、四四の一部、四五の一部、四六及びこれらと一体をなす国有地、田住字ノロ谷山四七、四八の一部、四九の四から四九の一七まで、四九の二四、五〇から五五まで及びこれらと一体をなす国有地、田住字ノロ谷の全域、田住字萱床二七八の一の一部、二七八の三の一部、二七八の四、	

田住字ノ口谷	二七八の二、二七八の一四、二七八の一七、二七八の一八、二七八の三三、二八二の二部、二八三の二の一部、二八四から二八七まで及びこれらと一体をなす国有地並びに二七八の一五、二七八の一六及び二七八の二と一体をなす国有地、田住字ポケ谷二八八の一、二八八の九、二八八の一二の一部、二八八の一六の一部、三〇二、三〇五、三〇六及びこれらと一体をなす国有地並びに田住字荒神谷三六七の一の一部、三六七の二、三六七の四、三六七の五の一部、三七〇の一の一部、三七〇の二の一部、三七一から三七九まで、三八〇の一部、三八一の二の一部及び三八一の二
田住字越城野原	田住字越城野原のうち二九の四一及びこれと一体をなす国有地並びに二九の二二、二九の二三及び二九の二五と一体をなす国有地の一部以外の区域
田住字ノロ峰	田住字ノロ峰のうち三四から三六の三まで、三八の一部、三九の一部、四四の一部、四五の一部、四六及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
田住字ノロ谷山	田住字ノロ谷山のうち四七、四八の一部、四九の一から四九の一七まで、四九の二四、五〇から五五まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
田住字萱床	田住字萱床のうち二七八の一の一部、二七八の三の一部、二七八の四、二七八の二、二七八の一四、二七八の一七、二七八の一八、二七八の三三、二八二の一部、二八三の二の一部、二八四から二八七まで及びこれらと一体をなす国有地

田住字ポケ谷	並びに二七八の一五、二七八の一六及び二七八の二と一体をなす国有地以外の区域
田住字荒神谷	田住字ポケ谷のうち二八八の一、二八八の九、二八八の一の二の一部、二八八の一六の一部、三〇二、三〇五、三〇六及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
田住字荒神谷	田住字荒神谷のうち三六七の一の一部、三六七の二、三六七の四、三六七の五の一部、三七〇の一の一部、三七〇の二の一部、三七一から三七九まで、三八〇の一部、三八一の一部及び三八一の二以外の区域

鳥取県告示第八百六十七号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定に基づき、次のとおり同項に規定する医師を指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和三十四年四月鳥取県規則第十三号）第二条の規定により告示する。

昭和五十年十月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

診療科目	氏	名	勤務先又は居住地
内科	北	山 稔	東伯郡三朝町山田八二七 岡山大学医学部附属病院三朝分院

鳥取県告示第八百六十八号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和五十年十月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
田 村 恭 子	鳥薬第三二三号	昭和五十年九月二十三日

鳥取県告示第八百六十九号

昭和五十年七月四日付けで西伯郡西伯町大字法勝寺三七二番地西伯町土地改良区から申請のあつた馬徳地区の換地計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年十月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類  
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間  
昭和五十年十月八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

西伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ることができ

鳥取県告示第八百七十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、関金町から同町が行う土地改良事業に係る関金町滝川地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十年十月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八百七十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、西伯郡会見町田住六〇三番地の一田住地区土地改良事業共同施行代表者小林晃から西伯郡会見町田住三九一番地赤井徳隆ほか二十人の者が行う土地改良事業に係る田住地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十年十月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八百七十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を昭和五十年十月七日次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和五十年十月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

申請人の住 所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
鳥取県東伯郡北条 町大字江北五一八 中西了介	倉吉市海田東町字柳原一 六四番地二の一、一 六四番地二地先水路敷及 び一六四番地二地先水 路敷	幅員 六・三メートル 延長 一四六・七〇メートル

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第四十号

昭和五十年第十一回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和五十年十月七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

- 一 日時 昭和五十年十月九日（木） 午前十一時
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二〇番地 鳥取県選挙管理委員会委員室
- 三 議題 (1) 政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の表示に関する規程の制定について  
(2) 鳥取県選挙管理委員会委員長専決処分規程の一部改正について

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十五号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和五十年十月七日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 顕

- 一 日時 昭和五十年十月八日 午前十一時十五分
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二七一番地 鳥取県教育委員会委員室
- 三 議題 (1) 昭和五十年年度教育表彰について  
(2) その他

鳥取県教育委員会告示第十六号

昭和五十一年度鳥取県立鳥取西高等学校附属久松幼稚園児募集を次の要項によつて実施する。

昭和五十年十月七日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 顕

昭和五十一年度鳥取県立鳥取西高等学校附属久松幼稚園児募集要項

一 募集園児数

約九十名

二 応募資格

昭和四十六年四月二日から昭和四十七年四月一日までに出生した幼児で、心身に障害がなく集団生活に適應できるもの

三 応募期間及び受付時間

1 応募期間 昭和五十年十一月二十五日(火)及び二十六日(水)

2 受付時間 毎日十四時から十六時三十分まで

四 応募手続

1 入園志願者の保護者は、応募期間内に入園志願書を鳥取県立鳥取西高等学校附属久松幼稚園(以下「県立久松幼稚園」という。)に提出しなければならない。

2 県立久松幼稚園長は、入園志願書を受理したときは、入園志願者の保護者に受付番号票を交付するものとする。

五 入園志願書の交付

1 交付の期間及び時間

(一) 交付期間 昭和五十年十一月十七日(月)から十二月二十二日(土)まで

(二) 交付時間 毎日八時三十分から十六時(土曜日は、十二時)までとする。

2 交付場所 県立久松幼稚園

六 入園許可の決定方法

入園志願者数が募集園児数を超えたときは、抽選により入園の許可を決定する。

七 抽選の期日等

(一) 期 日 昭和五十年十二月五日(金) 九時

(二) 場 所 鳥取市東町一丁目二〇八番地 県立久松幼稚園

(三) 抽選方法 受付番号票と引き換えに、入園志願者が受付番号順に行う。

八 入園許可の発表

昭和五十年十二月五日(金) 十五時に、県立久松幼稚園に掲示する。

九 注意事項

この要項に関する質疑事項は、県立久松幼稚園(電話鳥取二二局三二五二番)に問い合わせること。